

平成26年第18回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成26年11月25日（火）10時00分から11時09分まで

2 場所

北九州教育事務所 第1・第2研修室

3 出席委員

住吉徳彦、奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

理事 中村潤、総務部長 川添弘人、教育企画部長 吉田法稔、
教育振興部長 辰田一郎、総務課長 大場茂嘉、財務課長 後藤和孝、
文化財保護課長 赤司善彦、教職員課長 原田靖

6 会議

10時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）「県立学校教職員の人事について」及び第44号議案「県立学校教職員の人事について」は、宮本委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・条例の提案に対する意見の申出について

赤司文化財保護課長から、「福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

この条例改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により文化財保護法

第188条が改正され、書類等の経由に係る事務が県教育委員会から指定都市の教育委員会に移譲されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

続いて、原田教職員課長から、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、引き続き、大場総務課長から、「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これらの条例改正は、福岡県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うとともに、国の給与制度の総合的見直し等を踏まえ本県の給与制度についても所要の見直しを行うもの、また、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の制定に伴う国家公務員の退職手当の額の改定に鑑み、本県職員についても退職手当の額を改定するものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、期末手当と勤勉手当の違いについて質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、勤勉手当については勤務実績、成績等を考慮して支給するものである旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、公立学校職員における給料の調整額について、管理職分を廃止する理由について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、国の引下げに準じて実施するものだが、管理職分については国に先行して既に調整数を1に引き下げており、児童生徒の教育に直接従事する度合いや他県の廃止状況を鑑み、廃止するものである旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、今回給料月額が平均0.25%引上げになり、若年層と50歳以上で格差が生じると聞いているが、どの程度の影響があるのかとの質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、教諭においては、20歳台前半で2,200円程度の増額、40歳台前半で1,100円程度の増額、

50歳台では増額なしとなる旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、55歳以上の職員の昇給停止により、当該職員については生活に影響が出るのではないかとの質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、高齢層の職員においては、民間よりも給料が高いと人事院が判断していると思われるが、本県においては、来年度からの給与制度の総合的見直しにおける5年間の現給保障、また、最高号給の継ぎ足し、退職手当調整額の増額もあり、若干ではあるが激変緩和措置が行われる旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、来年度からの給料月額2%引下げは、本年の給料月額引上げ後の額が基準となるのかとの質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、今年度末の給料月額が基準となるため、引上げ後の給料月額が基準となる旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、地域手当の支給割合の根拠について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、民間企業におけるそれぞれの地域の給与水準の差をベースとしている旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

・教育予算に対する意見の申出について

後藤財務課長から、平成26年12月定例県議会に提案される平成26年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これは、本県人事委員会の給与勧告に伴う給料月額等の引上げによる増額であり、本年度分の執行に要する経費である旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、本補正予算は全て給与改定に伴うものであるかとの質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、全て給与改定分であり、本年4月に遡及する引上げ分と12月期末・勤勉手当引き上げ分のみである旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

(2) 協議

- ・ 県立学校教職員の人事について

原田教職員課長から、県立学校教職員の教員としての適格性欠如について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

(3) 議事

- ・ 第44号議案 県立学校教職員の人事について

原田教職員課長から、県立学校教職員による教員としての適格性欠如に対し、分限の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第44号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、11時09分閉会した。